

府政防第 471 号
平成 31 年 3 月 25 日

都道府県知事 殿
指定都市市長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）



「災害救助法による救助の実施について」の一部改正について

災害救助法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 52 号）の施行に伴い、「災害救助法による救助の実施について」（昭和 40 年 5 月 11 日付け社施第 99 号厚生省社会局長通知）の一部を別添のとおり改正したので、本通知に基づき実施するとともに、管内市町村に対してもこの旨周知いただきますようお願いいたします。

災害救助法による救助の実施について

〔昭和 40 年 5 月 11 日 社施第 99 号〕
〔各都道府県知事宛 厚生省社会局長通知〕

改正 昭和 42 年 7 月 8 日 社施第 168 号
昭和 44 年 2 月 26 日 社施第 21 号
昭和 47 年 1 月 14 日 社施第 3 号
平成 9 年 6 月 30 日 社援保第 120 号
平成 12 年 3 月 31 日 社援第 867 号
平成 13 年 7 月 25 日 社援発第 1286 号
平成 31 年 3 月 25 日 府政防第 471 号

今般「災害救助費の国庫負担について」（昭和 40 年 5 月 11 日厚生省社第 163 号厚生事務次官通知。以下「交付要綱」という。）が通知されたところであるが、災害救助法による救助の実施については、法令及び交付要綱によるほか次の要領によって取り扱い、円滑な救助の実施について遺憾のないようにされたく通知する。

第 1 災害救助法による救助の実施の要件に関する事項

災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号。以下「法」という。）第 2 条及び災害救助法施行令（昭和 22 年政令第 225 号。以下「令」という。）第 1 条に定める救助の実施要件については次の点に留意すること。

1 災害の認定

(1) 総則

ア 法の適用は、市町村（特別区を含む。）を単位として指定するものであること。

この場合において、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市にあつては、当該市又は当該市の区若しくは総合区の区域を単位とすることができること。

イ 災害は、原則として同一原因によるものを単位とすること。ただし、同時又は相接近して異なる原因による災害が発生した場合、必要があると認められるときは、これらの災害を一の災害とみなして認定してさしつかえないこと。

ウ 法の適用に当たっては、必要に応じ内閣府政策統括官（防災担当）に対し技術的助言を求められたいこと。

(2) 令第1条第1項第1号及び第2号による災害

法の適用の基礎となる都道府県及び市町村人口は、地方自治法第254条並びに同法施行令第176条及び第177条に規定する人口によるものであること。

(3) 令第1条第1項第3号に定める災害

災害救助法施行令第1条第1項第3号の内閣府令で定める特別の事情等を定める内閣府令（平成25年10月1日内閣府令第68号。以下「府令」という。）第1条の「被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること」とは、次のような場合であること。

ア 被害地域が他の村落から隔離又は孤立している等のため、生活必需品等の補給が極めて困難な場合で、被災者の救助に特殊の補給方法を必要とする場合

イ 有毒ガスの発生、放射線物質の放出等のため、被災者の救助が極めて困難であり、そのために特殊の技術を必要とする場合

(4) 令第1条第1項第4号に定める災害

ア 同号の基準は、災害による被害の発生前に適用することができるものであり、この場合においては、府令の定めるところにより、生命又は身体に対する危害のおそれの程度を十分に検討の上、法の適用について判断されたいこと。

イ 府令第2条第1号の「災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること」とは、次のような場合であること。

(ア) 火山噴火、有毒ガスの発生、放射線物質の放出等のため、多数の住民が避難の指示を受けて避難生活を余儀なくされる場合

(イ) M8.0以上の南海トラフ地震発生後の大規模地震発生に備え、避難生活を余儀なくされる場合

(ウ) 紫雲丸事件等船舶の沈没あるいは交通事故により多数の者が死傷した場合

ウ 府令第2条第2号の「被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること」とは、次のような場合であること。

(ア) 交通路の途絶のため多数の登山者等が放置すれば飢餓状態に陥る場合

(イ) 火山噴火、有毒ガス発生等のため多数の者が危険にさらされている場合

2 被害の認定

被害の認定は、法の適用の判断の基礎資料となるのみならず、救助の実施にあたり、その種類並びに程度、方法及び期間の決定にも重大な影響を及ぼすものであることから、特に次の点に留意のうえ、迅速かつ適正に行わなければならないこと。

(1) 住家及び世帯の単位

ア 住家

現実に居住するために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかは問わないこと。

イ 世帯

生計を一にしている実際の生活単位をいうものであること。

(2) 被害の認定基準

ア 住家の被害

(ア) 住家が滅失したもの（以下「全壊、全焼又は流失」という。）

住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする事。

(イ) 住家の半壊、半焼する等著しく損傷したもの（以下「半壊、又は半焼」という。）

住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもとする事。

(ウ) 住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったもの（以下「床上浸水」という。）

(ア) 及び (イ) に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のも、又は土砂、竹木等のたい積等により一時的

に居住することができない状態となったものとする。

イ 人的被害

(ア) 死者

当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが、死亡したことが確実なものとする。

(イ) 行方不明

当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるものとする。

(ウ) 負傷

災害のため負傷し、医師の治療を受ける必要のあるものとする。

第2 情報提供に関する事項

法による救助を実施する必要がある災害が発生した場合は、その被害状況等について、次により内閣府政策統括官（防災担当）あてに情報提供すること。

1 情報提供の種類とその内容

情報提供の種類とその内容は次のとおりとすること。

(1) 発生情報

法による救助の実施の必要性が明白であるか、又は、その可能性があると認められる災害が発生した場合に行うものとし、その内容は次のとおりとすること。ただし、発生情報の時点で、その内容の全てが判明しないときは、判明している内容について情報提供すること。

ア 災害発生の日時及び場所

イ 災害の原因及び被害の概況

ウ 被害状況調

エ 法適用（見込）市町村名及び年月日

オ すでにとった救助措置及びとろうとする措置

カ その他必要事項

(2) 中間情報

発生情報にかかる災害について、当該災害にかかる法適用市町村の指定事務が全部完了した直後、すみやかに、法適用市町村別に被害状況を取りまとめて情報提供するものとし、その内容は、発生情報の内容のほか、次のとおりとすること。

- ア 救助の種類別、実施状況
- イ 災害救助費概算額調（様式1）
- ウ 救助費の予算措置の概況

(3) 決定情報

決定情報は、法による救助が完了した時に行うものとし、その内容は中間情報の内容とすること。

2 情報提供の方法

情報提供の方法は次によること。

- (1) 発生情報は、災害の発生後可及的すみやかに電話や電子メール又はファクシミリにより行うこととし、その内容に変更があった場合には、その都度すみやかに情報提供すること。
- (2) 中間情報は、当該災害にかかる法適用市町村の指定が完了した後すみやかに電話、ファクシミリ又は文書により行うこととし、その内容に変更があった場合には、その都度直ちに情報提供すること。
- (3) 決定情報は、救助の完了後すみやかに文書により行うこと。

3 通信連絡体制の確保

災害時に通信網の途絶等により情報収集が遅れ応急救助の実施に円滑を欠く事例も見られるので、混乱の時ににおける有線電気通信設備等の優先利用について事前に関係機関と協議しておくこと。

また、有線通信を利用することができないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときは、日本赤十字社が保有する非常無線、警察無線、又はアマチュア無線通信等の活用を考慮すること。

第3 市町村長に対する救助の委任

法第13条第1項の規定により、都道府県知事が救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすること（以下「救助の委任」という。）に関しては、次の点に留意すること。

- 1 救助の委任は、救助の迅速、的確化が図られ、かつ、市町村において実施し得る範囲に限って行うこと。
- 2 避難所の設置、炊き出しその他による食品の給与及び被災者の救出等最も緊急を要する救助並びに学用品の給与等、都道府県において実施す

ることが困難であると認められるものについては、市町村に対し、あらかじめ、救助の委任を受けて救助を実施する準備を求めておくことが望ましいこと。

3 救助の委任をした場合において、救助の委任をした範囲内において市町村長が行った救助は、都道府県が行った救助として認められることは勿論であるが、救助の委任をしない事項についても災害が突発し都道府県知事の指示を待ついとまがない場合には、市町村長が救助を開始し、事後、すみやかに都道府県知事に情報提供させるとともに、法第 13 条第 2 項の規定による補助として実施させるものであること。

4 救助の委任をした場合には、令第 17 条第 1 項の規定により、市町村長が行うこととする事務の内容及び当該事務を行うこととする期間を当該市町村長に通知すること。

また、物資や土地の収用等に係る法第 7 条から第 10 条までに規定する事務について救助の委任をした場合には、令第 17 条第 2 項の規定により、直ちにその旨を公示すること。

5 救助の委任をした場合は、法第 30 条の規定により救助の実施に要する費用を一時繰替支弁させる場合における当該繰替支弁にかかる費用の範囲及びその精算方法等に関する事務についても遺ろうのないよう万全を期されたい。

なお、救助の委任をしない救助事務についても、迅速、かつ、的確な救助を実施するため、市町村における救助事務の取扱要領を作成し、的確に技術的助言を行うとともに、被害状況等の情報提供並びに救助の実施にあたる一貫した組織を確立するよう努めること。

第 4 救助の応援に関する事項

都道府県知事又は救助実施市（法第 2 条の 2 第 1 項に規定する救助実施市をいう。第 4 条において同じ。）（以下「都道府県等」という。）が行う救助について、他の都道府県知事及び指定都市市長（以下「都道府県知事等」という。）が応援を行うときは、次によるものであること。

1 応援要請の手続

都道府県知事等は、救助の実施に関して他の都道府県知事等の応援を

必要とするときは、次に掲げる事項を記載した文書をもって、他の都道府県知事に対して救助の応援を要請し、協議のうえ行うこと。ただし、緊急やむを得ない場合には、口頭、電話又はファクシミリ等によるものとし、事後において文書により処理すること。

- (1) 被害状況
- (2) 応援を要請する救助の種類
- (3) 応援を要する職種別人員
- (4) 応援を要する期間
- (5) 応援の場所
- (6) 応援を要する機械器具及び資材の品名並びに数量等
- (7) その他応援に関する必要な事項

2 応援派遣措置

- (1) 救助の応援について要請を受けた都道府県知事等は、直ちに応援隊の編成を行うとともに人員及び物件を整備し、指揮者を定め、応援を求めた都道府県に連絡して出発させること。
- (2) 応援隊の指揮は、原則としてその応援隊の長が行うこと。
- (3) 応援を受けた都道府県知事等は、他の都道府県等からの応援隊が到着した場合、その長に対して、直ちに災害の概況を説明し、応援を受ける救助の程度、方法及び期間等を協議して、職務の分担を明確にすること。

3 国への情報提供

都道府県知事等は、他の都道府県知事等に対して救助の応援を要請したとき、又は他の都道府県知事等の要請を受け応援隊を派遣するときは、1の例により内閣府政策統括官（防災担当）あてに情報提供されたいこと。

4 費用の求償

法第20条第1項に基づき、応援に要した費用を求償する場合は、救助の種類、期間等を明確にし、そのために支弁した費用の明細書、証拠書類を添付して行うこと。

なお、求償の請求を受けた都道府県知事等が同条第2項に基づき、国に対して当該都道府県知事に代わって求償の請求を行った都道府県知事等に弁済するよう要請する場合には、次の事項を明らかにした文書をもって国に対する弁済の要請を行うこと。

- 1 弁済を要請する事由
- 2 法第20条第1項の規定により求償を行った都道府県等名

- 3 その他必要事項
- 4 添付資料（求償の請求を行った都道府県等からの求償に係る書類）

5 応援の指示

法第 14 条の規定により、主任大臣が、他の都道府県知事に対して応援を行うことを指示した場合は 2 及び 4 の例により措置すること。

第 5 災害救助基金の取扱いに関する事項

災害救助基金の管理、運用については、次の点に留意すること。

1 規則の制定

災害救助基金の設置、管理及び処分にかかる細部の取扱いに関しては、都道府県等の規則をもって定めることとし、当該規則を制定し又は改正したときは、すみやかに、その写を内閣総理大臣に提出すること。

2 備蓄物資の管理

法第 26 条第 3 号の規定により事前に購入した給与品の管理については、善良な管理者の注意をもって行うとともに、毎年度当初において、公正な評価者により、時価による評価をしておくものとする。

なお、法第 26 条第 3 号の規定により事前に購入した給与品については、当該都道府県等の災害時の救助に重大な支障をきたさない範囲で、他の都道府県等の応援等に利用してさしつかえないこと。

この際、当該額相当を一般会計から基金に繰り入れるのが原則であるが、求償に応じ、支払がなされた時点において補充する場合はこの限りでないこと。

3 情報提供

各年度における災害救助基金の積立状況等について、毎年度 6 月 15 日までに災害救助基金報告書（様式 2）により内閣総理大臣に情報提供すること。

第 6 救助事務の処理に必要な帳簿書式に関する事項

救助事務の処理に必要な帳簿書式は、次に定めるところによること。

1 削除

- 1 避難所設置及び避難生活状況（様式 3）
- 2 応急仮設住宅台帳（建設型仮設住宅）（様式 4 - 1）

- 3 応急仮設住宅台帳（借上型仮設住宅）（様式 4 - 2）
- 4 炊き出し給与状況（様式 5）
- 5 飲料水の供給簿（様式 6）
- 6 被服、寝具その他生活必需品の給与状況（様式 7）
- 7 救護班活動状況（様式 8）
- 8 病院診療所医療実施状況（様式 9）
- 9 助産台帳（様式 10）
- 10 被災者救出状況記録簿（様式 11）
- 11 住宅応急修理記録簿（様式 12）
- 12 生業資金貸付台帳（様式 13）
- 13 学用品の給与状況（様式 14）
- 14 埋葬台帳（様式 15）
- 15 死体処理台帳（様式 16）
- 16 障害物除去の状況（様式 17）
- 17 輸送記録簿（様式 18）
- 18 令第 4 条第 1 号から第 4 号までに規定する者の従事状況（様式 19）
- 19 令第 4 条第 5 号から第 10 号までに規定する者の従事状況（様式 20）
- 20 扶助金の支給状況（様式 21）
- 21 損失補償の状況（様式 22）
- 22 法第 19 条の補償費の状況（様式 23）
- 23 法第 20 条に規定する費用の求償の対象となった救助については、それぞれ該当する種目の様式に記載すること。

第 7 関係通知の廃止に関する事項

昭和 34 年 8 月 13 日社発第 416 号本職通知「災害救助法による救助の実施について」は、この通知の施行と同時に廃止すること。ただし、災害救助費の国庫負担については、昭和 39 年度分に限り、同通知の第 6 によること。

様式 1

災害救助費概算額調
(災害名)

〇〇県(市)

種目別区分			員数	単価	金額	備考
I 救助業務に要した経費				円	円	
1 救助費						
(1)	避難所設置費	避難所	延人			
		福祉避難所	延人			
		ホテル・旅館など	延人			
		計	延人			
(2)	応急仮設住宅設置費	建設型仮設住宅	戸			
		借上型仮設住宅	戸			
		計	戸			
(3)		炊出しその他による食品の給与費	延人			
(4)		飲料水の供給費				
(5)	被服寝具その他生活必需品の給与費	全壊(焼)流出	世帯			
		半壊(焼)・床上浸水	世帯			
		計	世帯			
(6)	医療及び助産費	医療	延人			
		助産	延人			
		計	延人			
(7)		被災者の救出費	人			
(8)		被災した住宅の応急修理費	世帯			
(9)		生業に必要な資金の貸与費	世帯			
(10)	学用品の給与費	小学校児童	教科書	人		
			文房具等	人		
		中学校生徒	教科書	人		
			文房具等	人		
		高等学校等生徒	教科書	人		
			文房具等	人		
計	人					
(11)	埋葬費	大	人	体		
		小	人	体		
		計		体		
(12)		死体の捜索費	体			
(13)	死体の処理費	洗浄、縫合、消毒等	体			
		一時保存	体			
		検案	体			
		計	体			
(14)		障害物の除去費	世帯			
(15)		輸送費				
(16)		賃金職員等雇上費				
2 実費弁償費			人			
3 扶助金			件			
4 損失補償			件			
5 法第19条の補償						
II 救助事務に要した経費						
1 都道府県事務費						
2 市町村事務費						
3 法第20条第1項の求償に係る事務費						
(合計)						

概況	災害救助基金現在高 (元号 年 4月 1日)	A	円	備考
	当該年度における災害救助基金最少額	B	円	
	差引過△不足額	A-B=C	円	
	当該年度要積立額	D	円	
	当該年度積立予定額	E	円	
災害救助基金運用状況 (災害救助基金現在高内訳)	法第26条第1号の方法		円	
	同条第2号の方法		円	
	同条第3号の方法		円	
	計		円	
前年度決算状況	災害救助基金現在高 (元号 年 4月 1日)	F	円	
	災害救助基金最少額	G	円	
	差引過△不足額(F-G)	H	円	
	要積立額	I	円	
	積立額	J	円	
	支出額	K	円	
	応急仮設住宅払下収入金	基金繰入額	円	
		その他	円	
	生業資金返還額	基金繰入額	円	
		その他	円	

(注)「前年度決算状況」の各欄のうち、額が確定していないものについては見込額とすること。

様式7

被服、寝具その他生活必需品の給与状況

住家被害程度区分		世帯主 氏名	基礎となっ た世帯構 成人員	給与月日	物資給与の品名			実支出額	備考
					市町村名	〇〇	〇〇		
			人	月 日				円	
計	全壊 半壊	世帯 世帯							

- (注) 1 住家の被害程度に、全壊(焼)流失又は半壊(焼)床上浸水の別を記入すること。
 2 受領年月日に、その世帯に対して最後に給与された物資の受領年月日を記入すること。
 3 「物資給与の品名」欄は、実際に給与した物品名を品名として記載し、各給与数を記入すること。
 4 「備考」欄は、別に作成する領収書等支払資料の整理番号を記載する。

様式9

病院診療所医療実施状況

診療 機関名	患者氏名	診療期間 月 日	病名	診療区分		診療報酬		金額	備考
				入院	通院	入院	通院		
						点	点		
計 機関	人								

(注) 「診療区分」欄は該当欄に○印を記入すること。

様式13

生業資金貸付台帳

貸付を受けた者		保証人			事業計画概要	市町村名	貸与期間	貸与金額	備考
住所	氏名	住所	氏名	職業		円			
計 世帯									

- (注)1 「貸与期間」欄は「 年 月 日まで 年 月間」を記入すること。
 2 「備考」欄は、償還状況等のてん末を明らかにしておくこと。

様式14

学用品の給与状況

学校名	学年	児童(生徒)氏名	親権者氏名	給与月日	給与品の内訳										市町村名	実支出額	備考
					教科書					その他学用品							
					国語	算数	理科	社会	その他	鉛筆	ノート	絵の具セット	習字セット	その他			
小学校		人															
中学校		人															
高校		人															

- (注) 1 当該様式は、小学校、中学校、高等学校等教育機関の別に作成すること。
 2 支給する学用品の品目については、教科書、文房具、通学用品、その他の学用品の範囲で個々の実情に応じて給与するものである。
 3 給与月日欄は、その児童(生徒)に対して最後に給与した給与年月日を記入する。
 4 給与品の内訳欄には、数量を記入し、備考欄には別に作成する領収書等支払資料の整理番号を記載する。

埋葬台帳

										市町村名
死亡年月日	埋葬年月日	死亡者		埋葬を行った者		埋葬者				備考
		氏名	年齢	死亡者との関係	氏名	棺(附属品を含む)	埋葬又は火葬料	骨箱	計	
						円	円	円	円	
計										

- (注) 1 埋葬を行った者が市(区)町村長であるときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入すること。
 2 市(区)町村長が棺、骨箱等を現物で給与したときは、その旨「備考」欄に明らかにすること。
 3 埋葬を行った者に埋葬費を支給したときは、その旨及び金額を「備考」欄に記入すること。

様式17

障害物除去の状況

整理番号	住家被害程度区分	除去に要した期間	市町村名	除去に要すべき 状態の概要	備考
			実支出額		
		月 日 ~ 月 日	円		
計	半壊(焼)	世帯			
	床上浸水	世帯			

(注)1 除去に際し、複数の業者が施工した場合はその旨を備考欄に記入すること。

輸送記録簿

輸送 月日	目的	輸送 区間 (距離)	借上等			故障車両等			修繕			市町村名	実支 出額	備考
			使用車両等		金額	名称番号		所有者氏名	修繕 月日	修繕 費	故障の 概要	燃料費		
			種類	台数		円	円							
月 日					円						円	円		
計														

- (注) 1 「目的」欄は主たる目的(又は救助の種類名)を記入すること。
 2 県又は市町の車両による場合は、「備考」欄に車両番号を記入すること。
 3 借上車両等による場合は、有償無償を問わず記入すること。
 4 借上等に「金額」欄には、運送費又は車両等の借上費を記入すること。
 5 「故障の概要」欄には、故障の原因及び故障箇所を記入すること。

(実費弁償)

様式19

(1)令第4条第1号から第4号までに規定する者の従事状況

職種	従業員数		従事場所(市町村)	従事期間	実支出額				市町村名	算定基準による算定額	備考
	実人員	延人員			日当	旅費	時間外勤務手当	計			
医師及び歯科 医師 薬剤師 保健師・助産 師・看護師 土木技術者 建築技術者 大工左官及び とび職	人	人			円	円	円	円	円		
計											

(注)「備考」欄には、従事者が従事した業務の内容について記入すること。

様式20

(2) 令第4条第5号から第10号までに規定する者の従事状況

業者		従事者		従事場所(市町村)	従事期間	実支出額 円	備考
業種	数	実人員 人	延人員 人				
土木建築業者							
地方鉄道業者							
軌道経営者							
自動車 運送事業者							
船舶運送業者							
港湾運送業者							
計							

(注) 「備考」欄には、従事者が従事した業務の内容について記入すること。

様式21
(3) 扶助金の支給状況

扶助金種類	件数	実支出額 円	積算基礎	備考
計				

- (注) 1 「積算基礎」欄には支給基礎額及び支給額の積算基礎等を記入すること。
2 「備考」欄には、扶助金の支給を必要とした原因等の概要を記入すること。

様式22
(4)損失補償費の状況

種類	実支出額	積算基礎	備考
計	0		

- (注) 1 「種類」欄には、法第26条の管理、使用、保管および収容の別に区分して記入すること。
2 「基礎積算」欄には、損失補償の額の積算基礎を記入すること。
3 「備考」欄には、損失補償の概要を記入すること。

様式23

法第19条の補償費の状況

区 分	実 支 出 額			備 考
	員 数	単 価	金 額	
1 人 件 費		円	円	
(1) 旅 費				
(2) 役 務 費				
(3) 時 間 外 勤 務 手 当 及 び 深 夜 手 当				
2 救 護 所 設 置 費				
(1) 救 護 器 材 費				
(2) 消 耗 器 材 費				
(3) 借 上 料 損 料				
3 救 護 諸 費				
(1) 薬 剤				
(2) 治 療 材 料				
(3) 医 療 器 具 破 損 料				
(4) 衛 生 材 料				
(5) 死 体 の 処 理 費				
(6) そ の 他				
4 輸 送 費				
5 賃 金 職 員 等 雇 上 費				
6 そ の 他 の 費 用				
7 扶 助 金				
(1) 療 養 扶 助 金				
(2) 休 業 扶 助 金				
(3) 障 害 扶 助 金				
(4) 遺 族 扶 助 金				
(5) 葬 祭 扶 助 金				
(6) 打 切 扶 助 金				
8 事 務 費				
(1) 消 耗 品 費				
(2) 通 信 運 搬 費				
(3) そ の 他				
計				

(注) 「区分」の欄には、適宜必要な欄を設けて費目別に記入すること。

○ 災害救助法による救助の実施について（昭和 40 年 5 月 11 日社施第 99 号）

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>今般「災害救助費の国庫負担について」（昭和 40 年 5 月 11 日厚生省社第 163 号厚生事務次官通知。以下「交付要綱」という。）が通知されたところであるが、災害救助法による救助の実施については、法令及び交付要綱によるほか次の要領によって取り扱い、円滑な救助の実施について遺憾のないようにされたく通知する。</p> <p>第 1 災害救助法による救助の実施の要件に関する事項</p> <p>災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号。以下「法」という。）第 2 条及び災害救助法施行令（昭和 22 年政令第 225 号。以下「令」という。）第 1 条に定める救助の実施要件については次の点に留意すること。</p> <p>1 災害の認定</p> <p>（1）総則</p> <p>ア 法の適用は、市町村（特別区を含む。）を単位として指定するものであること。</p> <p>この場合において、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市にあっては、当該市又は当該市の区 <u>若しくは総合区の区域</u> を単位とすることができること。</p> <p>イ 災害は、原則として同一原因によるものを単位とすること。ただし、同時又は相接近して異なる原因による災害が発</p>	<p>今般「災害救助費の国庫負担について」（昭和 40 年 5 月 11 日厚生省社第 163 号厚生事務次官通知。以下「交付要綱」という。）が通知されたところであるが、災害救助法による救助の実施については、法令及び交付要綱によるほか次の要領によって取り扱い、円滑な救助の実施について遺憾のないようにされたく通知する。</p> <p>第 1 災害救助法による救助の実施の要件に関する事項</p> <p>災害救助法（昭和 2 2 年法律第 118 号。以下「法」という。）第 2 条及び災害救助法施行令（昭和 22 年政令第 225 号。以下「令」という。）第 1 条に定める救助の実施要件については次の点に留意すること。</p> <p>1 災害の認定</p> <p>（1）総則</p> <p>ア 法の適用は、市町村（特別区を含む。）を単位として指定するものであること。</p> <p>この場合において、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市にあっては、当該市又は当該市の区を単位とすることができること。</p> <p>イ 災害は、原則として同一原因によるものを単位とすること。ただし、同時又は相接近して異なる原因による災害が発</p>

生した場合、必要があると認められるときは、これらの災害を一の災害とみなして認定してさしつかえないこと。

ウ 法の適用に当たっては、必要に応じ 内閣府政策統括官(防災担当) に対し技術的助言を求められたいこと。

(2) 令第1条第1項第1号及び第2号による災害

法の適用の基礎となる都道府県及び市町村人口は、地方自治法第254条並びに同法施行令第176条及び第177条に規定する人口によるものであること。

(3) 令第1条第1項第3号に定める災害

災害救助法施行令第1条第1項第3号の内閣府令で定める特別の事情等を定める内閣府令(平成25年10月1日内閣府令第68号。以下「府令」という。) 第1条の「被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は 被災者 の救出について特殊の技術を必要とすること」とは、次のような場合であること。

ア 被害地域が他の村落から隔離又は孤立している等のため、生活必需品等の補給が極めて困難な場合で、被災者の救助に特殊の補給方法等を必要とする場合

イ 有毒ガスの発生、放射線物質の放出等のため、被災者の救助が極めて困難であり、そのために特殊の技術を必要とする場合

(4) 令第1条第1項第4号に定める災害

ア 同号の基準は、災害による被害の発生前に適用することができるものであり、この場合においては、府令 の定めるところにより、生命又は身体に対する危害のおそれの程度を十分に検討の上、法の適用について判断されたいこと。

生した場合、必要があると認められるときは、これらの災害を一の災害とみなして認定してさしつかえないこと。

ウ 法の適用に当たっては、必要に応じ 社会・援護局長 に対し技術的助言を求められたいこと。

(2) 令第1条第1項第1号及び第2号による災害

法の適用の基礎となる都道府県及び市町村人口は、地方自治法第254条並びに同法施行令第176条及び第177条に規定する人口によるものであること。

(3) 令第1条第1項第3号に定める災害

災害救助法施行令第1条第1項第3号の厚生労働省令で定める特別の事情及び同項第4号の厚生労働省令で定める基準を定める省令(平成12年3月31日厚生省令第86号。以下「省令」という。) 第1条の「災害にかかった者 に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は 災害にかかった者 の救出について特殊の技術を必要とすること」とは、次のような場合であること。

ア 被害地域が他の村落から隔離又は孤立している等のため、生活必需品等の補給が極めて困難な場合で、被災者の救助に特殊の補給方法等を必要とする場合

イ 有毒ガスの発生、放射線物質の放出等のため、被災者の救助が極めて困難であり、そのために特殊の技術を必要とする場合

(4) 令第1条第1項第4号に定める災害

ア 同号の基準は、災害による被害の発生前に適用することができるものであり、この場合においては、省令 の定めるところにより、生命又は身体に対する危害のおそれの程度を十分に検討の上、法の適用について判断されたいこと。

イ 府令 第2条第1号の「災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること」とは、次のような場合であること。

(ア) 火山噴火、有毒ガスの発生、放射線物質の放出等のため、多数の住民が避難の指示を受けて避難生活を余儀なくされる場合

(イ) M8.0以上の南海トラフ地震発生後の大規模地震発生に備え、避難生活を余儀なくされる場合

(ウ) 紫雲丸事件等船舶の沈没あるいは交通事故により多数の者が死傷した場合

ウ 府令 第2条第2号の「被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること」とは、次のような場合であること。

(ア) 交通路の途絶のため多数の登山者等が放置すれば飢餓状態に陥る場合

(イ) 火山噴火、有毒ガス発生等のため多数の者が危険にさらされている場合

2 被害の認定

被害の認定は、法の適用の判断の基礎資料となるのみならず、救助の実施にあたり、その種類並びに程度、方法及び期間の決定にも重大な影響を及ぼすものであることから、特に次の点に留意のうえ、迅速かつ適正に行わなければならないこと。

(1) 住家及び世帯の単位

ア 住家

現実に居住するために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかは問わないこと。

イ 省令 第2条第1号の「災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること」とは、次のような場合であること。

(ア) 火山噴火、有毒ガスの発生、放射線物質の放出等のため、多数の住民が避難の指示を受けて避難生活を余儀なくされる場合

(イ) 紫雲丸事件等船舶の沈没あるいは交通事故により多数の者が死傷した場合

ウ 省令 第2条第2号の「災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること」とは、次のような場合であること。

(ア) 交通路の途絶のため多数の登山者等が放置すれば飢餓状態に陥る場合

(イ) 火山噴火、有毒ガス発生等のため多数の者が危険にさらされている場合

2 被害の認定

被害の認定は、法の適用の判断の基礎資料となるのみならず、救助の実施にあたり、その種類並びに程度、方法及び期間の決定にも重大な影響を及ぼすものであることから、特に次の点に留意のうえ、迅速かつ適正に行わなければならないこと。

(1) 住家及び世帯の単位

ア 住家

現実に居住するために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかは問わないこと。

イ 世帯

生計を一にしている実際の生活単位をいうものであること。

(2) 被害の認定基準

ア 住家の被害

(ア) 住家が滅失したもの（以下「全壊、全焼又は流失」という。）

住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする事。

(イ) 住家の半壊、半焼する等著しく損傷したもの（以下「半壊、又は半焼」という。）

住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもとする事。

(ウ) 住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったもの（以下「床上浸水」という。）

イ 世帯

生計を一にしている実際の生活単位をいうものであること。

(2) 被害の認定基準

ア 住家の被害

(ア) 住家が滅失したもの（以下「全壊、全焼又は流失」という。）

住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする事。

(イ) 住家の半壊、半焼する等著しく損傷したもの（以下「半壊、又は半焼」という。）

住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもとする事。

(ウ) 住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったもの（以下「床上浸水」という。）

(ア) 及び (イ) に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は土砂、竹木等のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものとする。

イ 人的被害

(ア) 死者

当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが、死亡したことが確実なものとする。

(イ) 行方不明

当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるものとする。

(ウ) 負傷

災害のため負傷し、医師の治療を受ける必要のあるものとする。

第2 情報提供に関する事項

法による救助を実施する必要のある災害が発生した場合は、その被害状況等について、次により 内閣府政策統括官（防災担当） あてに情報提供すること。

1 情報提供の種類とその内容

情報提供の種類とその内容は次のとおりとすること。

(1) 発生情報

法による救助の実施の必要性が明白であるか、又は、その可能性があると認められる災害が発生した場合に行うものとし、その内容は次のとおりとすること。ただし、発生情報の時

(ア) 及び (イ) に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は土砂、竹木等のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものとする。

イ 人的被害

(ア) 死者

当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが、死亡したことが確実なものとする。

(ロ) 行方不明

当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるものとする。

(ウ) 負傷

災害のため負傷し、医師の治療を受ける必要のあるものとする。

第2 情報提供に関する事項

法による救助を実施する必要のある災害が発生した場合は、その被害状況等について、次により 社会・援護局長 あてに情報提供すること。

1 情報提供の種類とその内容

情報提供の種類とその内容は次のとおりとすること。

(1) 発生情報

法による救助の実施の必要性が明白であるか、又は、その可能性があると認められる災害が発生した場合に行うものとし、その内容は次のとおりとすること。ただし、発生情報の時

点で、その内容の全てが判明しないときは、判明している内容について情報提供すること。

- ア 災害発生の日時及び場所
- イ 災害の原因及び被害の概況
- ウ 被害状況調
- エ 法適用（見込）市町村名及び年月日
- オ すでにとった救助措置及びとろうとする措置
- カ その他必要事項

(2) 中間情報

発生情報にかかる災害について、当該災害にかかる法適用市町村の指定事務が全部完了した直後、すみやかに、法適用市町村別に被害状況を取りまとめて情報提供するものとし、その内容は、発生情報の内容のほか、次のとおりとすること。

- ア 救助の種類別、実施状況
- イ 災害救助費概算額調（様式1）
- ウ 救助費の予算措置の概況

(3) 決定情報

決定情報は、法による救助が完了した時に行うものとし、その内容は中間情報の内容とすること。

2 情報提供の方法

情報提供の方法は次によること。

- (1) 発生情報は、災害の発生後可及的すみやかに電話 や電子メール 又はファクシミリにより行うこととし、その内容に変更があった場合には、その都度すみやかに情報提供すること。
- (2) 中間情報は、当該災害にかかる法適用市町村の指定が完了した後すみやかに電話、ファクシミリ又は文書により行うこ

点で、その内容の全てが判明しないときは、判明している内容について情報提供すること。

- ア 災害発生の日時及び場所
- イ 災害の原因及び被害の概況
- ウ 被害状況調 （様式1）
- エ 法適用（見込）市町村名及び年月日
- オ すでにとった救助措置及びとろうとする措置
- カ その他必要事項

(2) 中間情報

発生情報にかかる災害について、当該災害にかかる法適用市町村の指定事務が全部完了した直後、すみやかに、法適用市町村別に被害状況を取りまとめて情報提供するものとし、その内容は、発生情報の内容のほか、次のとおりとすること。

- ア 救助の種類別、実施状況
- イ 災害救助費概算額調（様式2）
- ウ 救助費の予算措置の概況

(3) 決定情報

決定情報は、法による救助が完了した時に行うものとし、その内容は中間情報の内容とすること。

2 情報提供の方法

情報提供の方法は次によること。

- (1) 発生情報は、災害の発生後可及的すみやかに電話又はファクシミリにより行うこととし、その内容に変更があった場合には、その都度すみやかに情報提供すること。
- (2) 中間情報は、当該災害にかかる法適用市町村の指定が完了した後すみやかに電話、ファクシミリ又は文書により行うこ

ととし、その内容に変更があった場合には、その都度直ちに情報提供すること。

(3) 決定情報は、救助の完了後すみやかに文書により行うこと。

3 通信連絡体制の確保

災害時に通信網の途絶等により情報収集が遅れ応急救助の実施に円滑を欠く事例も見られるので、混乱の時にける有線電気通信設備等の優先利用について事前に関係機関と協議しておくこと。

また、有線通信を利用することができないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときは、日本赤十字社が保有する非常無線、警察無線、又はアマチュア無線通信等の活用を考慮すること。

第3 市町村長に対する救助の委任

法 第13条第1項の規定により、都道府県知事が救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすること（以下「救助の委任」という。）に関しては、次の点に留意すること。

- 1 救助の委任は、救助の迅速、的確化が図られ、かつ、市町村において実施し得る範囲に限って行うこと。
- 2 避難所の設置、炊き出しその他による食品の給与及び被災者の救出等最も緊急を要する救助並びに学用品の給与等、都道府県において実施することが困難であると認められるものについては、市町村に対し、あらかじめ、救助の委任を受けて救助を実施する準備を求めておくことが望ましいこと。

ととし、その内容に変更があった場合には、その都度直ちに情報提供すること。

(3) 決定情報は、救助の完了後すみやかに文書により行うこと。

3 通信連絡体制の確保

災害時に通信網の途絶等により情報収集が遅れ応急救助の実施に円滑を欠く事例も見られるので、混乱の時にける有線電気通信設備等の優先利用について事前に関係機関と協議しておくこと。

また、有線通信を利用することができないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときは、日本赤十字社が保有する非常無線、警察無線、又はアマチュア無線通信等の活用を考慮すること。

第3 市町村長に対する救助の委任

法 第30条第1項の規定により、都道府県知事が救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすること（以下「救助の委任」という。）に関しては、次の点に留意すること。

- 1 救助の委任は、救助の迅速、的確化が図られ、かつ、市町村において実施し得る範囲に限って行うこと。
- 2 避難所の設置、炊き出しその他による食品の給与及び 災害にかかった者の救出等最も緊急を要する救助並びに学用品の給与等、都道府県において実施することが困難であると認められるものについては、市町村に対し、あらかじめ、救助の委任を受けて救助を実施する準備を求めておくことが望ましいこと。

3 救助の委任をした場合において、救助の委任をした範囲内において市町村長が行った救助は、都道府県が行った救助として認められることは勿論であるが、救助の委任をしない事項についても災害が突発し都道府県知事の指示を待ついとまがない場合には、市町村長が救助を開始し、事後、すみやかに都道府県知事に情報提供させるとともに、法第13条第2項の規定による補助として実施させるものであること。

4 救助の委任をした場合には、令第17条第1項の規定により、市町村長が行うこととする事務の内容及び当該事務を行うこととする期間を当該市町村長に通知すること。

また、物資や土地の収用等に係る法第7条から第10条までに規定する事務について救助の委任をした場合には、令第17条第2項の規定により、直ちにその旨を公示すること。

5 救助の委任をした場合は、法第30条の規定により救助の実施に要する費用を一時繰替支弁させる場合における当該繰替支弁にかかる費用の範囲及びその精算方法等に関する事務についても遺ろうのないよう万全を期されたい。

なお、救助の委任をしない救助事務についても、迅速、かつ、的確な救助を実施するため、市町村における救助事務の取扱要領を作成し、的確に技術的助言を行うとともに、被害状況等の情報提供並びに救助の実施にあたる一貫した組織を確立するよう努めること。

3 救助の委任をした場合において、救助の委任をした範囲内において市町村長が行った救助は、都道府県が行った救助として認められることは勿論であるが、救助の委任をしない事項についても災害が突発し都道府県知事の指示を待ついとまがない場合には、市町村長が救助を開始し、事後、すみやかに都道府県知事に情報提供させるとともに、法第30条第2項の規定による補助として実施させるものであること。

4 救助の委任をした場合には、令第23条第1項の規定により、市町村長が行うこととする事務の内容及び当該事務を行うこととする期間を当該市町村長に通知すること。

また、物資や土地の収用等に係る法第24条から第27条までに規定する事務について救助の委任をした場合には、令第23条第2項の規定により、直ちにその旨を公示すること。

5 救助の委任をした場合は、法第44条の規定により救助の実施に要する費用を一時繰替支弁させる場合における当該繰替支弁にかかる費用の範囲及びその精算方法等に関する事務についても遺ろうのないよう万全を期されたい。

なお、救助の委任をしない救助事務についても、迅速、かつ、的確な救助を実施するため、市町村における救助事務の取扱要領を作成し、的確に技術的助言を行うとともに、被害状況等の情報提供並びに救助の実施にあたる一貫した組織を確立するよう努めること。

都道府県知事又は救助実施市（法第2条の2第1項に規定する救助実施市をいう。第4条において同じ。）（以下「都道府県等」という。）が行う救助について、他の都道府県知事及び指定都市市長（以下「都道府県知事等」という。）が応援を行うときは、次によるものであること。

1 応援要請の手続

都道府県知事等は、救助の実施に関して他の都道府県知事等の応援を必要とするときは、次に掲げる事項を記載した文書をもって、他の都道府県知事に対して救助の応援を要請し、協議のうえ行うこと。ただし、緊急やむを得ない場合には、口頭、電話又はファクシミリ等によるものとし、事後において文書により処理すること。

- (1) 被害状況
- (2) 応援を要請する救助の種類
- (3) 応援を要する職種別人員
- (4) 応援を要する期間
- (5) 応援の場所
- (6) 応援を要する機械器具及び資材の品名並びに数量等
- (7) その他応援に関する必要な事項

2 応援派遣措置

- (1) 救助の応援について要請を受けた都道府県知事等は、直ちに応援隊の編成を行うとともに人員及び物件を整備し、指揮者を定め、応援を求めた都道府県に連絡して出発させること。
- (2) 応援隊の指揮は、原則としてその応援隊の長が行うこと。

都道府県知事が行う救助について、他の都道府県知事が応援を行うときは、次によるものであること。

1 応援要請の手続

都道府県知事は、救助の実施に関して他の都道府県知事の応援を必要とするときは、次に掲げる事項を記載した文書をもって、他の都道府県知事に対して救助の応援を要請し、協議のうえ行うこと。ただし、緊急やむを得ない場合には、口頭、電話又はファクシミリ等によるものとし、事後において文書により処理すること。

- (1) 被害状況
- (2) 応援を要請する救助の種類
- (3) 応援を要する職種別人員
- (4) 応援を要する期間
- (5) 応援の場所
- (6) 応援を要する機械器具及び資材の品名並びに数量等
- (7) その他応援に関する必要な事項

2 応援派遣措置

- (1) 救助の応援について要請を受けた都道府県知事は、直ちに応援隊の編成を行うとともに人員及び物件を整備し、指揮者を定め、応援を求めた都道府県に連絡して出発させること。
- (2) 応援隊の指揮は、原則としてその応援隊の長が行うこと。

(3) 応援を受けた 都道府県知事等 は、他の 都道府県等 からの応援隊が到着した場合、その長に対して、直ちに災害の概況を説明し、応援を受ける救助の程度、方法及び期間等を協議して、職務の分担を明確にすること。

3 国への情報提供

都道府県知事等 は、他の 都道府県知事等 に対して救助の応援を要請したとき、又は他の 都道府県知事等 の要請を受け応援隊を派遣するときは、1の例により 内閣府政策統括官（防災担当） あてに情報提供されたいこと。

4 費用の求償

法第20条第1項に基づき、応援に要した費用を求償する場合は、救助の種類、期間等を明確にし、そのために支弁した費用の明細書、証拠書類を添付して行うこと。

なお、求償の請求を受けた都道府県知事等が同条第2項に基づき、国に対して当該都道府県知事に代わって求償の請求を行った都道府県知事等に弁済するよう要請する場合には、次の事項を明らかにした文書をもって国に対する弁済の要請を行うこと。

1 弁済を要請する事由

2 法第20条第1項の規定により求償を行った都道府県等名

3 その他必要事項

4 添付資料（求償の請求を行った都道府県等からの求償に係る書類）

5 応援の指示

(3) 応援を受けた都道府県知事は、他の都道府県からの応援隊が到着した場合、その長に対して、直ちに災害の概況を説明し、応援を受ける救助の程度、方法及び期間等を協議して、職務の分担を明確にすること。

3 国への情報提供

都道府県知事は、他の都道府県知事に対して救助の応援を要請したとき、又は他の都道府県知事の要請を受け応援隊を派遣するときは、1の例により 社会・援護局長あてに情報提供されたいこと。

4 費用の求償

応援に要した費用を求償する場合は、救助の種類、期間等を明確にし、そのために支弁した費用の明細書、証拠書類を添付して行うこと。

5 応援の指示

法第 14 条の規定により、主任大臣が、他の都道府県知事に対して応援を行うことを指示した場合は 2 及び 4 の例により措置すること。

第 5 削除

法第 31 条の規定により、主任大臣が、他の都道府県知事に対して応援を行うことを指示した場合は 2 及び 4 の例により措置すること。

第 5 救助の程度、方法及び期間に関する事項

救助の程度、方法及び期間については、令第 9 条第 1 項の規定に基づき、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成 12 年 3 月 31 日厚生省告示第 144 号。以下「告示」という。）に従い都道府県知事が定めているところであるが、その実施にあたっては、次の点に留意されたいこと。

1 救助の実施時期

法による救助は一般的には、災害発生の日に開始されることとなるが、雪又は長雨等で被害が漸増し、一定日時を経た後初めて法の適用基準に達した場合は、法の適用基準に達し、現に救助を必要とする状態となった日をもって災害発生の日とみなしてとりあつかってさしつかえないこと。

2 救助の種類別留意事項

(1) 収容施設の供与

ア 避難所

(ア) 避難所設置のために支出できる費用の限度は、市町村ごとにそれぞれ告示に示された 1 人 1 日当たりの限度額の範囲内であること。

(イ) 避難所を閉鎖した場合における残存資材等は、換価処分をし、当該収入金額を避難所設置の費用から控除すること。

(ウ) 避難所設置のために支出できる費用には、テレビ・ラジオ・公衆電話、公衆ファクシミリ、懐中電灯、仮設便所、仮設風呂、仮設洗濯場（洗濯機、乾燥機を含む。）、簡易調理室、冷暖房機器、仮設スロープ、更衣及びプライバシー確保に必要な間仕切り設備等の機械、器具、備品、仮設設備等の整備に要する費用を含むものであること。

(エ) 維持及び管理に要する費用のうち、管理責任者の設置費用について、管理責任者が原則として都道府県又は市町村職員であることから、超過勤務手当、休日給、夜勤手当及び宿日直手当（以下「時間外勤務手当」という。）等は救助の事務を行うのに必要な費用（以下「事務費」という。）に含まれることとなるが、その他の管理又は運営に要する経費は、精算等の事務に係るものを除き、避難所設置のための費用に含まれるものであること。

(オ) 「福祉避難所」の対象者は、身体等の状況が特別養護老人ホーム又は老人短期入所施設等へ入所するに至らない程度の者であって、「避難所」での生活において特別な配慮を要する者であること。

また、「福祉避難所」における特別な配慮のために必要となる費用とは、概ね 10 人の対象者に 1 人の相談等に当たる介助員等を配置するための費用、高齢者、障害者等に配慮した簡易便器等の器物の費用及びその他日常生活上の支援を行うために必要な消耗器材の費用とすること。

イ 応急仮設住宅

(ア) 告示に定める規模及び設置のため支出できる費用は、1 戸当たりの平均を示したものであること。したがって、家族構成、被災者の心身の状況、立地条件等を勘案し、広さ、間取り及び仕様の異なるもの、共同生活の可能なもの、並

びに1戸建て又は共同住宅形式のものなど、多様なタイプのものを供与してさしつかえないこと。

(イ) 応急仮設住宅設置のために支出できる費用には、原材料費、労務費、附帯工事費、輸送費及び建築事務費等一切の経費を含むものであり、高齢者、障害者等の日常の生活上特別な配慮をした構造・設備とするための費用、暑さ寒さ対策のための断熱材の費用、敷地内の建物に附帯する屋内・外の各種設備の整備費用が含まれていること。

(ウ) 建築工事関係者を法第24条の規定による従事命令によって従事させた場合においては、これら従事者の実費弁償の額について限度額に含まれるものであること。

(エ) 応急仮設住宅の建設用地は、公有地等を予定していることから、応急仮設住宅設置のために支出できる費用には、土地の借料は含まれないこと。

(オ) 「福祉仮設住宅」は、被災の規模及び程度、被災者のうちの高齢者、障害者等の数並びに施設入所等の状況を勘案し、必要な設置戸数を定め、高齢者、障害者等の利用しやすい設備及び構造に配慮して設置すること。

(2) 炊き出しその他による食品の給与

ア 炊き出しその他による食品の給与を実施するために支出できる費用は、主食費、副食費、燃料費のほか、機械、器具及び備品等の用謝金又は借上費、消耗器材費、その他の雑費とすること。なお、握り飯、調理済み食品、パン、弁当等を購入して支給する場合の購入費についても、炊き出しその他による食品の給与を実施するために支出できる費用としてさしつかえないこと。

イ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用の限度額は、原則として市町村ごとに限度額の範

圏内とすること。この場合、1日3食をもって計算するものであること。

(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

ア 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与に当たっては、被災者の世帯を構成する人員数は、死者を除き、災害発生の日における世帯構成人員数を基礎とするものであること。

イ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与に当たっては、法第41条第3号により事前購入した給与品を払出した場合は、当該地域における時価をもって精算するものとし、権威ある評価調書を作成しておくこと。

ただし、第9の2により時価評価をした後において特に著しい物価の変動がない場合は、当該評価をもって精算してもさしつかえないこと。

ウ 同一品目で価格の異なる場合は、平均価格をもって精算してもさしつかえないこと。

(4) 医療及び助産

ア 救護班は、都道府県立又は市町村立の病院、診療所、日本赤十字社等の医師、薬剤師及び看護婦等により編成した者であること。

ただし、これにより十分な要員の確保が困難な場合は、その他の医療機関から雇い上げ、或いは、法第24条の規定による従事命令により医師、薬剤師及び看護婦等を確保してさしつかえないこと。

イ 救護班の一員として、医師、薬剤師、看護婦、事務員、運転手等を医療業務に従事させた場合の費用については、次により取り扱うこと。

(ア) 国又は地方公共団体に勤務する者は、旅費及び時間外勤務手当等の費用について事務費として整理すること。

(イ) 日本赤十字社職員等は、法第34条の規定により委託費用として日本赤十字社に対し補償すること。

(ウ) 法第24条の規定により従事命令を受けた医師、薬剤師及び看護婦等は、同条第5項の規定により、その実費を弁償すること。

(エ) その他の者は、賃金職員等雇上費で取り扱うこと。

ウ 法による医療は、原則として救護班で対応すること。重篤な救急患者等を病院又は診療所に移送して医療を行った場合には、その移送に要した費用を応急救助のための輸送費とすること。

(5) 住宅の応急修理

ア 住宅の応急修理のため支出できる費用は、原材料費、労務費、輸送費及び修理事務費等一切の経費を含むものであること。従って、大工、左官等の工事関係者を法第24条の規定による従事命令によって従事させた場合においては、これら従業者の実費弁償の額については、限度額に含まれるものであること。

イ 同一住家(1戸)に2以上の世帯が居住している場合における住宅の応急修理は、1世帯当たりの限度額の範囲内とすること。

(6) 生業に必要な資金の貸与

ア 生業に必要な資金を貸与する場合には、告示に示されているほか貸与できる者の範囲を次に掲げるものとし、貸与の条件として、連帯保証人1人以上をたてさせるものであること。

(ア) 小資本で生業を営もうとする者

(イ) 蓄積資本を有しない者

(ウ) 家族労働力によって生業を維持している程度の者

イ 国庫負担の対象となった生業資金の貸与に伴う償還金の取扱いについては、その全額を災害救助基金に繰り入れること。

ウ 災害による生業資金の貸与については、各種貸付制度が設けられているので、この制度による資金の活用を図ること。

(7) 学用品の給与

ア 小学校児童及び中学校生徒（盲学校、ろう学校及び養護学校の小学部児童及び中学部生徒を含む。以下同じ。）の判定の時点は、災害発生日であること。ただし、災害が入進学時における場合にあつては、個々の実情に応じ、小学校児童又は中学校生徒に準じて取り扱ってさしつかえないものであること。

イ 教科書以外の教材とは、当該学校において、有効適切なものとして使用している教科書に準ずるもの又はワークブック等に類するもので、辞書、図鑑等の類は、含まれないものであること。

なお、学校法人の設置する学校において、使用している教材については、公立学校の例によるものであること。

ウ 同一品目で価格の異なる場合は、平均価格をもって精算してもさしつかえないこと。

(8) 埋葬及び死体の処理

ア 法による救助の適用された市町村以外の市町村の地域に漂着した死体が、当該災害によるものであると推定できる場合は、次により措置するものとする。

(ア) 漂着した地域の市町村が、救助の行われた地の都道府県知事の統括する市町村であるときは、当該市町村長は、直ちに救助の適用市町村長に連絡して、関係者に死体を引き取らせること。

ただし、引き取る暇のない場合においては当該都道府県知事に死体の漂着の日時、場所等を報告するとともに、必要に応じてその指揮を受けて、当該市町村長が「埋葬又は死体の処理」を行うものとし、これに要する費用については都道府県が支弁すること。

(イ) 漂着した地域の市町村が、救助の行われた地以外の都道府県知事の統括する地域の市町村（この場合の市町村には、法による救助の適用市町村を含む。）であるときは、当該市町村長は、前号の例により措置するものとし、それに要する費用については、当該市町村を包括する都道府県が支弁すること。この場合における埋葬又は死体の処理は、救助の行われた地の都道府県知事に対する救助の応援として取り扱い、当該都道府県は、その支弁した費用について、法第35条の規定により、救助の行われた地の都道府県に対して、求償することができること。

イ 法による救助の適用市町村以外の市町村の地域に漂着した死体が当該災害によるものであると推定できないときにおいては、当該市町村長が、行旅病人及び行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）の定めるところにしたがって、その死体を措置するものであるが、措置した後において、その死体の漂着が当該災害によるものであると判明した時期が、当該救助の実施期間内であるときに限り法による救助の実施とみなして取り扱うものとし、それに要した費用に

については前項各号の例により取り扱われるものであること。

ウ 告示に示す埋葬のため支出できる費用の大人とは満12才以上のものをいうものであること。

(9) 障害物の除去

同一住家(1戸)に2以上の世帯が居住している場合における障害物の除去は、一世帯当りの限度額の範囲内とすること。

(10) 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費

ア 救援物資は、法による被服寝具その他の生活必需品、学用品、炊出し用食糧及び医薬品衛生材料のほか義援物資等被災者の応急救助のため使用される一切の物資を含むものであること。

ただし、他の法令等によりその費用が措置される物資及び次に掲げる資材等については原則として除くものであること

(ア) 避難所設置のための資材等

(イ) 応急仮設住宅建築のための資材等

(ウ) 住宅の応急修理のための資材等

(エ) 埋葬のための棺、壺及び骨箱

(オ) 死体の一時保存のための資材等

(カ) 障害物の除去のための資材等

イ 応急救助のため支出できる輸送費の範囲は、当該都道府県内及び当該都道府県以外の地区を輸送した費用であること。ただし、当該都道府県以外の地区を輸送した費用については、法第23条及び令第8条に規定する救助を行うために必要な輸送費に限られるものであること。

<p>第6 削除</p> <p>第7 削除</p>	<p>ウ 応急救助のため支出できる輸送費の内容は、輸送契約による場合の輸送費のほか、借上費、燃料費、修繕費及び消耗器材費であること。</p> <p>エ 応急救助のために支出できる賃金職員等雇上費は、告示に定める各救助の種類ごとに支出できる費用に賃金職員等雇上費を含まない場合で、都道府県又は市町村職員、日本赤十字社職員、被災者を含む地域住民及びボランティア等に対応できないため、臨時に職員等を雇い上げ実施した費用で、法第23条及び令第8条に定める救助を実施するために必要な要員に限られること。</p> <p>3 費用に関する事項</p> <p>法に基づき実施される救助のために支出できる費用としては、救助に当たって実際に使用されたものの経費についてのみ認めることが原則であるが、実際に使用されなかったものの経費についても、真にやむを得ない事情にあるものについては、法に基づき実施された救助のために支出できる費用として認めることもあるので、これらの事情を説明し得る書類等の整備を図っておくこと。</p> <p>第6 削除</p> <p>第7 救助の特別基準に関する事項</p> <p>令第9条第2項の規定により特別基準の設定を協議する場合は、救助の種類別に、次の事項を明らかにした文書をもって、当該救助の基準期間内に行うこと。</p>
---------------------------	--

ただし、緊急やむを得ない場合は、とりあえず電話により協議し、事後すみやかに文書をもって処理すること。

- 1 告示による実施期間内により難い場合
 - (1) 告示による実施期間内により難い理由
 - (2) 必要とする救助の実施期間
 - (3) 実施期間の延長を必要とする市町村別救助対象数
 - (4) その他必要な事項

- 2 避難所の設置、被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与の季別により難い場合
 - (1) 季別の変更を要する理由とその季別
 - (2) 季別の変更を必要とする市町村別救助対象数
 - (3) その他必要な事項

- 3 輸送費及び賃金職員等雇上費の範囲により難い場合
 - (1) 輸送費及び賃金職員等雇上費の範囲により難い理由
 - (2) 輸送費及び賃金職員等雇上費の範囲に含める必要のある事項及びその実施期間
 - (3) その他必要な事項

- 4 その他告示により難い場合
 - (1) 基準により難い理由
 - (2) 特別基準の内容
 - (3) その他必要な事項

事務費については、交付要綱に示されているところであるが、この取扱いに当たっては次の事項に留意すること。

なお、事務費についても、交付要綱の1から4までに定める算定基準により難い特別の事情がある場合は、あらかじめ厚生労働大臣に情報提供すること。この場合の手続きについては、第7の例によること。

1 事務費の範囲

- (1) 事務費は、法に基づき実施する救助に当たり、必要やむを得ない経費であって、救助の実施機関の経費に限ること。従って、災害の事前対策又は復旧事業等の事務を行うために必要な経費等は含まれないが、救助の委任を受けた市町村並びに補助機関としての市町村が応急救助の事務に要した経費については、勿論含まれるものであること。
- (2) 事務費は、救助の実施期間内において、救助の事務を行うのに直接必要な経費のほか、救助費の精算の事務を行うのに必要な経費も含まれるものであること。

2 事務費の対象経費

事務費として認められる経費は、次に掲げるものに限ること。

(1) 時間外勤務手当

職員が応急救助事務に従事した時間外勤務手当

(2) 賃金

筆耕等の臨時の賃金職員等雇上費

(3) 旅費

職員の被災地及びその地域内相互の指導連絡旅費、関係都道府県又は本省への連絡打合旅費及び救助物資調達旅費

(4) 消耗品費

文房具及び消耗器材等の購入費

(5) 燃料費

庁用暖房の石炭、薪炭等及び自動車燃料等の購入費

(6) 食糧費

職員に対する炊出し及び応急救助対策打合せ賄料

(7) 印刷製本費

被災証明書、公用令書、災害報告等の作成に要する経費

(8) 光熱水費

電灯料、水道料、ガス代等

(9) 修繕料

自動車、船舶、自転車等の修理に要する経費

(10) 使用料及び賃借料

土地、家屋の借上料、船舶、車馬等の借上料及び機械、器具等の借上料等

(11) 通信運搬費

電信、電話及び郵便料、運搬料、近距離の交通費

第5 災害救助基金の取扱いに関する事項

災害救助基金の管理、運用については、次の点に留意すること。

1 規則の制定

災害救助基金の設置、管理及び処分にかかる細部の取扱いに関しては、都道府県等の規則をもって定めることとし、当該規則を制定し又は改正したときは、すみやかに、その写を 内閣総理大臣 に提出すること。

2 備蓄物資の管理

第9 災害救助基金の取扱いに関する事項

災害救助基金の管理、運用については、次の点に留意すること。

1 規則の制定

災害救助基金の設置、管理及び処分にかかる細部の取扱いに関しては、都道府県規則をもって定めることとし、当該規則を制定し又は改正したときは、すみやかに、その写を 厚生労働大臣 に提出すること。

2 備蓄物資の管理

法 第 26 条第 3 号 の規定により事前に購入した給与品の管理については、善良な管理者の注意をもって行うとともに、毎年度当初において、公正な評価者により、時価による評価をしておくものとする。

なお、法 第 26 条第 3 号 の規定により事前に購入した給与品については、当該 都道府県等 の災害時の救助に重大な支障をきたさない範囲で、他の 都道府県等 の応援等に利用してさしつかえないこと。

この際、当該額相当を一般会計から基金に繰り入れるのが原則であるが、求償に応じ、支払がなされた時点において補充する場合はこの限りでないこと。

3 情報提供

各年度における災害救助基金の積立状況等について、毎年度 6 月 15 日までに災害救助基金報告書（様式 2）により 内閣総理大臣 に情報提供すること。

第 6 救助事務の処理に必要な帳簿書式に関する事項

救助事務の処理に必要な帳簿書式は、次に定めるところによること。

1 削除

- 1 避難所設置及び避難生活 状況（様式 3）
- 2 応急仮設住宅台帳（建設型仮設住宅）（様式 4-1）
- 3 応急仮設住宅台帳（借上型仮設住宅）（様式 4-2）
- 4 炊き出し給与 状況（様式 5）
- 5 飲料水の供給簿（様式 6）
- 6 被服、寝具その他生活必需品 の給与状況（様式 7）

法 第 41 条第 3 号 の規定により事前に購入した給与品の管理については、善良な管理者の注意をもって行うとともに、毎年度当初において、公正な評価者により、時価による評価をしておくものとする。

なお、法 第 41 条第 3 号 の規定により事前に購入した給与品については、当該 都道府県 の災害時の救助に重大な支障をきたさない範囲で、他の 都道府県 の応援等に利用してさしつかえないこと。

この際、当該額相当を一般会計から基金に繰り入れるのが原則であるが、求償に応じ、支払がなされた時点において補充する場合はこの限りでないこと。

3 情報提供

各年度における災害救助基金の積立状況等について、毎年度 6 月 15 日までに災害救助基金報告書（様式 5）により 厚生労働大臣 に情報提供すること。

第 10 救助事務の処理に必要な帳簿書式に関する事項

救助事務の処理に必要な帳簿書式は、次に定めるところによること。

- 1 救助の種目別物資受払状況（様式 6）
- 2 避難所設置及び収容 状況（様式 7）
- 3 応急仮設住宅台帳（様式 8）
- 4 炊出し給与 状況（様式 9）
- 5 飲料水の供給簿（様式 10）
- 6 物資 の給与状況（様式 11）

- 7 救護班活動状況（様式 8）
- 8 病院診療所医療実施状況（様式 9）
- 9 助産台帳（様式 10）
- 10 被災者救出状況記録簿（様式 11）
- 11 住宅応急修理記録簿（様式 12）
- 12 生業資金貸付台帳（様式 13）
- 13 学用品の給与状況（様式 14）
- 14 埋葬台帳（様式 15）
- 15 死体処理台帳（様式 16）
- 16 障害物除去の状況（様式 17）
- 17 輸送記録簿（様式 18）
- 18 令 第 4 条第 1 号 から第 4 号までに規定する者の従事状況（様式 19）
- 19 令 第 4 条第 5 号 から第 10 号までに規定する者の従事状況（様式 20）
- 20 扶助金の支給状況（様式 21）
- 21 損失補償の状況（様式 22）
- 22 法 第 19 条 の補償費の状況（様式 23）
- 23 法 第 20 条 に規定する費用の求償の対象となった救助については、それぞれ該当する種目の様式に記載すること。

第 7 関係通知の廃止に関する事項

昭和 34 年 8 月 13 日社発第 416 号本職通知「災害救助法による救助の実施について」は、この通知の施行と同時に廃止すること。ただし、災害救助費の国庫負担については、昭和 39 年度分に限り、同通知の第 6 によること。

- 7 救護班活動状況（様式 12）
- 8 病院診療所医療実施状況（様式 13）
- 9 助産台帳（様式 14）
- 10 被災者救出状況記録簿（様式 15）
- 11 住宅応急修理記録簿（様式 16）
- 12 生業資金貸付台帳（様式 17）
- 13 学用品の給与状況（様式 18）
- 14 埋葬台帳（様式 19）
- 15 死体処理台帳（様式 20）
- 16 障害物除去の状況（様式 21）
- 17 輸送記録簿（様式 22）
- 18 令 第 10 条第 1 号 から第 4 号までに規定する者の従事状況（様式 23）
- 19 令 第 10 条第 5 号 から第 10 号までに規定する者の従事状況（様式 24）
- 20 扶助金の支給状況（様式 25）
- 21 損失補償の状況（様式 26）
- 22 法 第 34 条 の補償費の状況（様式 27）
- 23 法 第 35 条 に規定する費用の求償の対象となった救助については、それぞれ該当する種目の様式に記載すること。

第 11 関係通知の廃止に関する事項

昭和 34 年 8 月 13 日社発第 416 号本職通知「災害救助法による救助の実施について」は、この通知の施行と同時に廃止すること。ただし、災害救助費の国庫負担については、昭和 39 年度分に限り、同通知の第 6 によること。

様式1

被害状況調

被害の状況		法適用市町村名	〇〇市	〇〇町	〇〇村	計	
人的被害	死者	死者					
		行方不明					
	負傷	重症					
		軽症					
		小計					
	計						
住家の被害	棟数	全壊・全焼又は流出					
		半壊又は半焼					
		一部破損					
		床上浸水					
		床下浸水					
	世帯数及び人員	全壊・全焼又は流出	世帯				
			人員				
		半壊または半焼	世帯				
			人員				
		一部破損	世帯				
			人員				
		床上浸水	世帯				
			人員				
		床下浸水	世帯				
人員							
災害発生日							

- (注) (1) 負傷のうち「重症」とは、1月以上の治療を要する見込みのものとし、「軽症」とは、1月未満で治療できる見込みのものとするが、その区分が把握できない場合は、負傷欄の小計を持って報告すること。
- (2) 「棟」とは、一つの独立した建物をいう。なお母屋に付着している風呂場、便所等は母屋に含めて1棟とするが、2つ以上の棟が渡り廊下等で接続している場合には2棟とすること。
- (3) 「一部破損」とは、住家の損壊程度が、半壊に達しない程度のものとする。
- (4) 「床下浸水」とは、住家が「床上浸水」に達しない程度のものとする。
- (5) 住家の被害のうち「棟数」及び「一部破損」は「決定報告」を除き、指示した場合に限り報告すること。

様式1

災害救助費概算額調
(災害名)

〇〇県〔市〕

種目別区分			員数	単価	金額	備考
I 救助業務に要した経費						
1 救助費						
(1)	避難所設置費	避難所	延人			
		福祉避難所	延人			
		ホテル・旅館など	延人			
(2)	応急仮設住宅設置費	建設型仮設住宅	戸			
		借上型仮設住宅	戸			
		社	戸			
(3)	炊出しその他による食品の給与費		延人			
(4)	飲料水の供給費					
(5)	被災者等の他生計必需品の給与費	全壊(焼)流出	世帯			
		半壊(焼)・床上浸水	世帯			
		社	世帯			
(6)	医療及び助産費	医療	延人			
		助産	延人			
		社	延人			
(7)	被災者の救出費		人			
(8)	被災した住宅の応急修理費		世帯			
(9)	生業に必要な資金の貸与費		世帯			
(10)	学用品の給与費	小学校児童	教科書	人		
		文房具等	人			
		中学校生徒	教科書	人		
		文房具等	人			
		社	人			
(11)	埋葬費	大人	体			
		小人	体			
		社	体			
(12)	死体の捜索費		体			
(13)	死体の処理費	洗浄、縫合、消毒等	体			
		一時保存	体			
		検案	体			
社	体					
(14)	障害物の除去費		世帯			
(15)	輸送費					
(16)	貸金職員等雇上費					
2	実費弁償費		人			
3	扶助金		件			
4	損失補償		件			
5	法第19条の補償					
II 救助事務に要した経費						
1	都道府県事務費					
2	市町村事務費					
3	法第20条第1項の求償に係る事務費					
(合計)						

様式2

災害救助費概算額調

種目別区分	員数	単価	金額	備考
1 救助費			円	円
(1) 収容施設供与費				
避難所設置費	延人	戸		
応急仮設住宅設置費				
(2) 炊出しその他による食品給与費	延人	人		
(3) 飲料水供給費	延人	人		
(4) 被服寝具その他生活必需品給(貸)与費		世帯		
(5) 医療及び助産費	延人	人		
医療費	延人	人		
助産費	延人	人		
(6) 災害にかかった者の救出費		人		
(7) 住宅の応急修理費		世帯		
(8) 生業資金の貸与費		世帯		
(9) 学用品の給与費		人		
小学校児童		人		
中学校生徒		人		
(10) 埋葬費		人体		
大人		体		
小人		体		
(11) 死体の捜索費		体		
(12) 死体の処理費		体		
(13) 障害物の除去費		世帯		
(14) 輸送費				
(15) 人夫賃				
2 実費弁償費		人		
3 扶助費		件		
4 損失補償費		件		
5 法第19条の補償費				
6 法第20条の求償に対する支払費				
合計				

様式3 削除

様式3

市町村別被災世帯状況調

(救助の種目名)

市町村名	区分 市町村 民税課 税状況	被災 世帯 総数 A	被災世帯内訳 救助対象世帯					計 B	救助 対象 外 世帯	基準 対象 数 (A×割 合)	B/A	
			被 保 護 世 帯	身 障 世 帯	老 人 世 帯	母 子 世 帯	要 保 護 世 帯					そ の 他 の 世 帯
			〇〇市	非課税								
	課税											
	計									%		
〇〇町	非課税											
	課税											
	計									%		
〇〇村	非課税											
	課税											
	計									%		
計	非課税											
	課税											
	計									%		

- (注) 1 市町村民税課税状況は、最近時におけるものを記入すること。
 2 「応急仮設住宅」については全壊、全焼及び流失世帯を、「住宅の応急修理」については、半焼及び半壊世帯を、障害物に除去については半壊及び床上浸水世帯を記入すること。
 3 火災保険金等収入のあった世帯は()で再掲すること。

様式2

元号〇〇年度災害救助基金報告書

〇〇県〔市〕

概況	災害救助基金現在高 (元号 年 4月 1日)		A	円	備考
	当該年度における災害救助基金最少額		B	円	
	差引過△不足額		A-B=C	円	
	当該年度要積立額		D	円	
	当該年度積立予定額		E	円	
災害救助基金現在高内訳状況	法第26条第1号の方法			円	
	同条第2号の方法			円	
	同条第3号の方法			円	
	計			円	
前年度決算状況	災害救助基金現在高 (元号 年 4月 1日)		F	円	
	災害救助基金最少額		G	円	
	差引過△不足額(F-G)		H	円	
	要積立額		I	円	
	積立額		J	円	
	支出額		K	円	
	応急仮設住宅私下収入金	基金繰入額		円	
		その他		円	
	生業資金返還額	基金繰入額		円	
		その他		円	

(注)「前年度決算状況」の各欄のうち、額が確定していないものについては見込額とすること。

様式4 削除

様式5

●年度災害救助基金報告書

都道府県名

概況	災害救助基金現在高 (平成 年 4月 1日)		A	円	備考
	当該年度における災害救助基金最少額		B	円	
	差引過△不足額		A-B=C	円	
	当該年度要積立額		D	円	
	当該年度積立予定額		E	円	
災害救助基金現在高内訳状況	法第41条第1号の方法			円	
	同条第2号の方法			円	
	同条第3号の方法			円	
	計			円	
前年度決算状況	災害救助基金現在高 (平成 年 4月 1日)		F	円	
	災害救助基金最少額		G	円	
	差引過△不足額(F-G)		H	円	
	要積立額		I	円	
	積立額		J	円	
	支出額		K	円	
	応急仮設住宅私下収入金	基金繰入額		円	
		その他		円	
	生業資金返還額	基金繰入額		円	
		その他		円	

(注)「前年度決算状況」の各欄のうち、額が確定していないものについては見込額とすること。

様式6 削除

様式6

救助の種目別物資受払状況

救助の種目	年月日	品名	単位 呼称	摘要	市町村名		残	備考
					受	払		
避難所用								
炊き出しその他に よる食品給与用								
給水用機械器具								
燃料浄水用薬品資材								
被服・寝具等								
医薬品衛生材料								
被災者救出用機械 器具燃料								
燃料及び消耗品								

(注)1 「摘要」欄に購入又は受払先及び払出し先を記入すること。

2 「備考」欄に購入単価及び購入金額を記入すること。

3 各救助の種目別最終行欄に受、払、残の計及びそれぞれの金額を明らかにすること。

なお、物資等において都道府県よりの受入分及び市町村調達分がある場合には、それぞれの別に受、払、残の計及びそれぞれの金額を明らかにしておくこと。

4 救護班による場合には、救護班ごとに救助業務従事期間中における品目ごとに使用状況を記入すること。

なお、「備考」欄に払高数量(使用数量)に対する金額を記入すること。

様式7

被服、寝具その他生活必需品の給与状況

							市町村名	
住家被害程度区分	世帯主氏名	基礎となった世帯構成人員	給与月日 人 月 日	物資給与の品名			実支出額 円	備考
				〇〇	〇〇	...		
計	全壊 半壊	世帯 世帯						

- (注)1 住家の被害程度に、全壊(焼)流失又は半壊(焼)床上浸水の別を記入すること。
 2 受領年月日に、その世帯に対して最後に給与された物資の受領年月日を記入すること。
 3 「物資給与の品名」欄は、実際に給与した物品名を品名として記載し、各給与数を記入すること。
 4 「備考」欄は、別に作成する領収書等支払資料の整理番号を記載する。

様式11

物資の給与状況

							市町村名	
住家被害程度区分	世帯主氏名	基礎となった世帯構成人員	給与月日 人 月 日	物資給与の品名			実支出額 円	備考
				布団	毛布	...		
計	全壊 半壊	世帯 世帯						

災害救助物資として上記のとおり給与したことに相違なし

平成 年 月 日

給与責任者 氏名 _____ 印

- (注)1 住家の被害程度に、全壊(焼)流失又は半壊(焼)床上浸水の別を記入すること。
 2 受領年月日に、その世帯に対して最後に給与された物資の受領年月日を記入すること。
 3 「物資給与の品名」欄に、数量を記入すること。

様式8

救護班活動状況

〇〇救護班
 班長: 医師 氏名

印

月日	市(区)町 村名	品目	措置の概要	経費 円	備考
計				円	

(注) 「備考」欄に班の編成、活動期間を記入すること。

様式12

救護班活動状況

〇〇救護班
 班長: 医師 氏名

印

月日	市(区)町 村名	患者数 人	措置の概要	死体検案数 人	修繕費 円	備考
計						

(注) 「備考」欄に班の編成、活動期間を記入すること。

様式9

病院診療所医療実施状況

診療 機関名	患者氏名	診療期間 月日	病名	診療区分		診療報酬		金額	備考
				入院	通院	入院 点	通院 点		
計 機関	人								

(注)「診療区分」欄は該当欄に○印を記入すること。

様式13

病院診療所医療実施状況

診療 機関名	患者氏名	診療期間 月日	病名	診療区分		診療報酬		金額	備考
				入院	通院	入院 点	通院 点		
計 機関	人								

(注)「診療区分」欄は該当欄に○印を記入すること。

様式10

助産台帳

分べん者 氏名	分べん 日時	助産機関名	市町村名		金額	備考
			分べん期間			
			月 日 ~ 月 日		円	
計						

様式14

助産台帳

分べん者 氏名	分べん 日時	助産機関名	市町村名		金額	備考
			分べん期間			
			月 日 ~ 月 日		円	
計						

様式11

被災者救出状況記録簿

年月日 月 日	救出用機械器具等		市町村名	備考
	機械器具等名称	数量	金額 円	
計				

- (注) 1 備考欄には使用した機械器具の使用用途概略を記載すること。
 2 他市町村に及んだ場合には、備考欄にその市町村名を記入すること。

様式15

被災者救出状況記録簿

年月日 月 日	救出人員 人	救出用機械器具							市町村名	実支出額 円	備考
		名称	数量	借上費		修繕費		燃料費 円			
				所有者(管理者)氏名	金額 円	修繕月日 月 日	修繕費 円		修繕の概要		
計											

- (注) 1 他市町村に及んだ場合には、備考欄にその市町村名を記入すること。
 2 借上費については、有償、無償を問わず記入するものとし、有償による場合にのみ、その借上費を「金額」欄に記入すること。
 3 「修繕の概要」欄には、修繕の原因及び主な修繕箇所を記入すること。

様式13

生業資金貸付台帳

					市町村名			
貸付を受けた者		保証人			事業計画概要	貸与期間	貸与金額	備考
住所	氏名	住所	氏名	職業				
							円	
計		世帯						

(注)1 「貸与期間」欄は「年 月 日まで 年 月間」を記入すること。
 2 「備考」欄は、償還状況等のてん末を明らかにしておくこと。

様式17

生業資金貸付台帳

					市町村名			
貸付を受けた者		保証人			事業計画概要	貸与期間	貸与金額	備考
住所	氏名	住所	氏名	職業				
							円	
計		世帯						

(注)1 「貸与期間」欄は「年 月 日まで 年 月間」を記入すること。
 2 「備考」欄は、償還状況等のてん末を明らかにしておくこと。

様式14

学用品の給与状況

学校名	学年	児童(生徒)氏名	親権者氏名	給与月日	給与品の内訳						実支出額	備考			
					国語	算数	理科	社会	その他	給筆			ノート	その他学用品	
														絵の具セト	習字セト
小学校		人	人												
中学校		人	人												
高校		人	人												

(注) 1 当該様式は、小学校、中学校、高等学校等教育機関の別に作成すること。
 2 支給する学用品の品目については、教科書、文房具、通学用品、その他の学用品の範囲で個々の実情に応じて給与するものである。
 3 給与月日欄は、その児童(生徒)に対して最後に給与した給与年月日を記入する。
 4 給与品の内訳欄には、数量を記入し、備考欄には別に作成する領収書等支払資料の整理番号を記載する。

様式18

学用品の給与状況

学校名	学年	児童(生徒)氏名	親権者氏名	給与月日	給与品の内訳						実支出額	備考			
					国語	算数	理科	社会	その他	給筆			ノート	その他学用品	
														絵の具セト	習字セト
小学校		人	人												
中学校		人	人												
高校		人	人												

学用品を上記のとおり給与したことに相違なし
 平成 年 月 日

給与責任者(学校長) 氏名

印

(注) 1 「給与月日」欄は、その児童(生徒)に対して最後に給与した給与年月日を記入すること。
 2 「給与品の内訳」欄には、数量を記入すること。

様式15

埋葬台帳

死亡年月日	埋葬年月日	市町村名									
		死亡者		埋葬を行った者		埋葬者				備考	
		氏名	年齢	死亡者との関係	氏名	棺(附属品を含む)	埋葬又は火葬料	骨箱	計		
						円	円	円	円		
計											

- (注)1 埋葬を行った者が市(区)町村長であるときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入すること。
 2 市(区)町村長が棺、骨箱等を現物で給与したときは、その旨「備考」欄に明らかにすること。
 3 埋葬を行った者に埋葬費を支給したときは、その旨及び金額を「備考」欄に記入すること。

様式19

埋葬台帳

死亡年月日	埋葬年月日	市町村名									
		死亡者		埋葬を行った者		埋葬者				備考	
		氏名	年齢	死亡者との関係	氏名	棺(附属品を含む)	埋葬又は火葬料	骨箱	計		
						円	円	円	円		
計											

- (注)1 埋葬を行った者が市(区)町村長であるときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入すること。
 2 市(区)町村長が棺、骨箱等を現物で給与したときは、その旨「備考」欄に明らかにすること。
 3 埋葬を行った者に埋葬費を支給したときは、その旨及び金額を「備考」欄に記入すること。

様式17

障害物除去の状況

整理番号	住家被害程度区分	除去に要した期間 月日～月日	市町村名		備考
			実支出額 円	除去に要すべき 状態の概要	
計	半壊(焼)	世帯			
	床上浸水	世帯			

(注)1 除去に際し、複数の業者が施工した場合はその旨を備考欄に記入すること。

様式21

障害物除去の状況

住家被害程度区分	区分	除去に要した期間 月日～月日	市町村名		備考
			実支出額 円	除去に要すべき 状態の概要	
計	半壊(焼)	世帯			
	床上浸水	世帯			

様式18

輸送記録簿

輸送 月日	目的	輸送 区間 (距離)	借上等		金額 円	故障車両等		修繕			市町村名		燃料費 円	実支 出額 円	備考
			使用車両等			名称 番号	所有者 氏名	修繕 月日	修繕 費 円	故障の 概要	市町村名	市町村名			
			種類	台数											
月日					円								円	円	
計															

- (注) 1 「目的」欄は主たる目的(又は救助の種類名)を記入すること。
 2 県又は市町の車両による場合は、「備考」欄に車両番号を記入すること。
 3 借上車両等による場合は、有償無償を問わず記入すること。
 4 借上等に「金額」欄には、運送費又は車両等の借上費を記入すること。
 5 「故障の概要」欄には、故障の原因及び故障箇所を記入すること。

様式22

輸送記録簿

輸送 月日	目的	輸送 区間 (距離)	借上等		金額 円	故障車両等		修繕			市町村名		燃料費 円	実支 出額 円	備考
			使用車両等			名称 番号	所有者 氏名	修繕 月日	修繕 費 円	故障の 概要	市町村名	市町村名			
			種類	台数											
					円								円	円	
計															

- (注) 1 「目的」欄は主たる目的(又は救助の種類名)を記入すること。
 2 県又は市町の車両による場合は、「備考」欄に車両番号を記入すること。
 3 借上車両等による場合は、有償無償を問わず記入すること。
 4 借上等に「金額」欄には、運送費又は車両等の借上費を記入すること。
 5 「故障の概要」欄には、故障の原因及び故障箇所を記入すること。

(実費弁償)

様式19

(1)令第4条第1号から第4号までに規定する者の従事状況

職種	従業員数		従事場所(市町村)	従事期間	実支出額			市町村名	算定基準による算定額	備考
	実人員	延人員			日当	旅費	時間外勤務手当			
医師及び歯 科医師 薬剤師 保健師・助産 師・看護師 土木技術者 建築技術者 大工左官及 びとび職	人	人			円	円	円	円	円	
計										

(注)「備考」欄には、従事者が従事した業務の内容について記入すること。

(実費弁償)

様式23

(1)令第10条第1号から第4号までに規定する者の従事状況

職種	従業員数		従事場所(市町村)	従事期間	実支出額			市町村名	算定基準による算定額	備考
	実人員	延人員			日当	旅費	時間外勤務手当			
医師及び歯 科医師 薬剤師 保健師・助産 師・看護師 土木技術者 建築技術者 大工左官及 びとび職	人	人			円	円	円	円	円	
計										

(注)「備考」欄には、従事者が従事した業務の内容について記入すること。

様式20

(2)令第4条第5号から第10号までに規定する者の従事状況

業者		従事者		従事場所(市町村)	従事期間	実支出額 円	備考
業種	数	実人員 人	延人員 人				
土木建築業者							
地方鉄道業者							
軌道経営者							
自動車 運送事業者							
船舶運送業者							
港湾運送業者							
計							

(注)「備考」欄には、従事者が従事した業務の内容について記入すること。

様式24

(2)令第10条第5号から第10号までに規定する者の従事状況

業者		従事者		従事場所(市町村)	従事期間	実支出額 円	備考
業種	数	実人員 人	延人員 人				
土木建築業者							
地方鉄道業者							
軌道経営者							
自動車 運送事業者							
船舶運送業者							
港湾運送業者							
計							

(注)「備考」欄には、従事者が従事した業務の内容について記入すること。

様式21
 (3) 扶助金の支給状況

扶助金種類	件数	実支出額 円	積算基礎	備考
計				

(注) 1 「積算基礎」欄には支給基礎額及び支給額の積算基礎等を記入すること。
 2 「備考」欄には、扶助金の支給を必要とした原因等の概要を記入すること。

様式25
 (3) 扶助金の支給状況

扶助金種類	件数	実支出額 円	積算基礎	備考
計				

(注) 1 「積算基礎」欄には支給基礎額及び支給額の積算基礎等を記入すること。
 2 「備考」欄には、扶助金の支給を必要とした原因等の概要を記入すること。

様式22
(4)損失補償費の状況

種類	実支出額	積算基礎	備考
計	0		

- (注) 1 「種類」欄には、法第26条の管理、使用、保管および収容の別に区分して記入すること。
 2 「基礎積算」欄には、損失補償の額の積算基礎を記入すること。
 3 「備考」欄には、損失補償の概要を記入すること。

様式26
(4)損失補償費の状況

種類	実支出額	積算基礎	備考
計			

- (注) 1 「種類」欄には、法第26条の管理、使用、保管および収容の別に区分して記入すること。
 2 「基礎積算」欄には、損失補償の額の積算基礎を記入すること。
 3 「備考」欄には、損失補償の概要を記入すること。

様式23

法第19条の補償費の状況

区 分	支 出 額			備 考
	実 員 数	単 価	金 額	
1 人 件 費		円	円	
(1) 旅 費				
(2) 役 務 費				
(3) 時 間 外 勤 務 手 当 及 び 深 夜 手 当				
2 救 護 所 設 置 費				
(1) 救 護 器 材 費				
(2) 消 耗 器 材 費				
(3) 借 上 料 損 料				
3 救 護 諸 費				
(1) 薬 剤				
(2) 治 療 材 料				
(3) 医 療 器 具 破 損 料				
(4) 衛 生 材 料				
(5) 死 体 の 処 理 費				
(6) そ の 他				
4 輸 送 費				
5 賃 金 職 員 等 雇 上 費				
6 そ の 他 の 費 用				
7 扶 助 金				
(1) 療 養 扶 助 金				
(2) 休 業 扶 助 金				
(3) 障 害 扶 助 金				
(4) 遺 族 扶 助 金				
(5) 葬 祭 扶 助 金				
(6) 打 切 扶 助 金				
8 事 務 費				
(1) 消 耗 品 費				
(2) 通 信 運 搬 費				
(3) そ の 他				
計				

(注) 「区分」の欄には、適宜必要な欄を設けて費目別に記入すること。

様式27

法第19条の補償費の状況

区 分	支 出 額			備 考
	実 員 数	単 価	金 額	
1 人 件 費		円	円	
(1) 旅 費				
(2) 役 務 費				
(3) 時 間 外 勤 務 手 当 及 び 深 夜 手 当				
2 救 護 所 設 置 費				
(1) 消 耗 器 材 費				
(2) 借 上 費				
3 救 護 諸 費				
(1) 薬 剤 費				
(2) 衛 生 材 料 費				
(3) そ の 他 消 耗 品 費				
4 輸 送 費				
(1) 輸 送 費				
(2) 修 繕 費				
(3) 借 上 費				
(4) 燃 料 費				
5 人 夫 費				
(1) 医 療				
(2) 助 産				
(3) 死 体 処 理				
6 扶 助 金				
7 事 務 費				
(1) 消 耗 品 費				
(2) 電 話 費				
(3) 電 報 費				
計				

(注) 「区分」の欄には、適宜必要な欄を設けて費目別に記入すること。